

長浜市告示第118号

次の者について、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で住民基本台帳から削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長です。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

令和8年3月30日

長浜市長 浅見 宣義

住 所	氏 名	消除年月日
滋賀県長浜市南小足町478番地1 ヴィラナリー南小足 2号棟 401号室	林 ヒカル	令和8年3月19日
滋賀県長浜市十里町274番地15 ヴィラワイエフ8 1016号室	相沢 洋平	令和8年3月19日
滋賀県長浜市千草町12番地9	濱本 正夫	令和8年3月19日
滋賀県長浜市東上坂町1531番地	吉本 アダルベ ルト	令和8年3月19日